

内閣総理大臣

安 倍 晋 三 様

要 望 書

平成 2 5 年 5 月 1 6 日

福島県南相馬市長 桜井 勝延

原町商工会議所会頭 高橋 隆助

復興大臣

根 本 匠 様

要 望 書

平成 2 5 年 5 月 1 6 日

福島県南相馬市長 桜井 勝延

原町商工会議所会頭 高橋 隆助

内閣府大臣政務官
復興大臣政務官

亀岡偉民様

要 望 書

平成25年5月16日

南相馬市長

桜井 勝延

原町商工会議所会頭

高橋 隆助

東日本大震災及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故から2年2ヶ月を経過した現在、当市は、インフラ整備、災害がれき処理、除染作業、産業の再生、地域医療・福祉・高齢化対策、避難者の帰還、地域コミュニティの再構築や原子力から再生可能エネルギーへの転換など多くの課題を抱えています。

震災当初は、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域とそれ以外の区域に分断されましたが、平成23年9月には緊急時避難準備区域が解除され、平成24年4月には警戒区域及び計画的避難区域が帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域の3つの区域に再編され、現在は、一刻も早く被災者の生活を再興し、市民が安心して住み続けることができる環境を取り戻すため、各種復興事業に全力で取り組んでいるところです。

今後、復興をより一層加速させていくためには、国における施策の拡充、制度の柔軟な運用や財政支援が必要不可欠であることから、以下のとおり要望いたします。

記

(1) 中小企業の事業継続・再開に係る優遇措置について

法人税及び所得税について

福島復興再生特別措置法において、避難解除区域の事業者は、避難対象雇用者等を雇用した場合に、課税の特例により税額控除等を受けることができるが、地域では原子力災害による被害が甚大で、その影響が深刻かつ長期にわたっており、人口の流出や商圈の消失により、依然として先行きの見えない厳しい経済状況にある。

事業継続と再開を強力に支援するため、法人税及び所得税の現行20%の税額控除を上回るさらに思い切った税制上の措置を講じること。

福島復興再生特別措置法における特例措置の期間について

福島復興再生特別措置法における特例措置は、事業用設備等への投資については避難指示が解除された日から5年間、被災者雇用については県の確認を受けた日から5年間とされている。

しかしながら、インフラ復旧の遅れや中長期的な先行きが見えない状況にあり、投資及び雇用ともに思うように進んでいない。また、原子力災害の影響は多大であり、市民の帰還や事業継続に必要な商圈及び顧客の回復には、長期間を要すると想定される。

このため、中長期的な支援策を示し、事業者が安心して投資、雇用できる環境を整えるために、福島復興再生特別措置法における特例措置の期間は、人口や商圈が回復するのに必要な相当期間とすること。

福島復興再生特別措置法における特例措置の区域について

福島復興再生特別措置法における課税の特例措置の対象となる区域は、避難解除区域に限定されている。

原子力災害からの復興及び再生にあたっては、当該区域を含めた市全域で取り組んでいくことが不可欠である。

このため、福島復興再生特別措置法における課税の特例措置の区域は、避難解除区域外を含む市全域とすること。

(2) 原子力損害賠償について

法人税及び所得税における賠償金の取扱いについて

市内の事業所は、原子力災害により減少した収入を東京電力(株)からの賠償金により補填し、事業を継続している。

市民の避難により人口が減少している中、経済復興に力を注いでいる事業所を支えるためにも、法人税及び所得税において、東京電力(株)の賠償金を非課税にすること。

営業損害、就労不能損害について

営業損害及び就労不能損害について、解除期間とは区別し、生活再建に十分な期間を補償すること。

特に、旧緊急時避難準備区域の営業損害に対する補償は、平成25年12月末までとなっているが、避難指示により隣接する小高区及び双葉郡の商圏を失っていることや、いわき方面への交通網が寸断されていることにより、現在も経済活動は著しく停滞している。このことから、旧緊急時避難準備区域の営業損害については、隣接する地域の避難指示が解除され、人口と商圏の回復に十分な期間を補償すること。

(3) 電気料金値上げに対する負担軽減措置について

被災地である当地方においては、被災者の生活再建や地域経済の回復に向けて、復旧・復興の真最中にある。このような中、電気料金が値上げされることは、これらの取り組みに水を差すこととなり、復興の取り組みが鈍化すると危惧される。このため、電気料金の値上げが実施される場合は、国において、被災地の電気料金の負担軽減につながる特段の措置を講じること。

(4) 消費税率について

現行5%の消費税率は、平成26年4月に8%、平成27年10月に10%へ2段階で引き上げられることとされている。現在、避難指示区域を含む当市は、市内事業所の再開支援、積極的な企業誘致や新たな産業の展開など、失われた市内産業の活力を取り戻すため必死に取り組んでいる。このような中、消費意欲の低下につながる消費税率の引き上げが実施されれば、復旧・復興の足かせとなることは明白である。このため、被災地の経済状況の回復を見ないままに消費税率の引き上げを実施しないこと。